

国際機構の裁判権免除 と裁判を受ける権利 —欧州人権裁判所判例 法理の分析—

岡田 陽平*

はじめに：本稿の目的

国際機構がその構成国¹において享有する裁判権免除の問題は、常に裁判を受ける権利との関係において論じられてきた。国際機構は、主権国家とは異なり、法律上の紛争一般を裁判する機関を備えていない。そのため、国際機構が国内裁判所の管轄権に服さないとすると、多くの場合、私人はおよそいかなる裁判所にも当該機構を訴えることができなくなる²。かくして国際機構の裁判権免除は、不可避免的に個人が享有する裁判を受ける権利と鋭い緊張関係に立つ。

この緊張関係は、いずれの当事者の視点からみるかによって、異なったかたちで立ち現れる。国際機構の免除は、当該機構からみれば権限（権利）であるが、その構成国からみれば、これを付与すること（裁判権の行使を差し控えること）は国際法上の義務である。他方で、国はその管轄の下にある個人に裁判を受ける権利を保障する義務を負っている（つまり構成国は、二つの、一見して抵触する義務を負っている）が、この後者の義務が、等しくこれに拘束されるそれら構成国によって設立された機構に対していかなる法的効果をもちうるかは必ずしも明らかではない。裁判権免除が認められると、国際機構の行為によって違法に損害を被ったと主張する私人は、裁判所へのアクセスを絶たれてしまう（その請求を審理してもらえない）。しかし、後述のように、このことが直ちに当該私人の裁判を受ける権利の侵害を構成するかどうかについては議論の余地がある。

* 神戸大学大学院国際協力研究科准教授

このように、国際機構、構成国、そして私人、いずれの視点からも、国際機構の裁判権免除と裁判を受ける権利との間の緊張関係は厄介な法的問題を惹起しており、それゆえに、近年これらの問題を検討する夥しい数の論稿が公表されている³。そこで本稿は、この緊張関係を若干異なる視点から眺めてみたい。すなわち、欧州人権裁判所（European Court of Human Rights：以下、ECtHR）の視点である。欧州人権条約の実施監督機関たる ECtHR は、この緊張関係にいかに対処してきたのだろうか。これを明らかにすることが本稿の目的である。

ECtHR は、欧州人権条約の解釈適用を通じて締約国による同条約の遵守を確保することを任務としている（同条約第 19 条および第 32 条）。すなわち、国際機構の裁判権免除と裁判を受ける権利の緊張関係に直面した場合に ECtHR がなすべきは、締約国による同条約の違反（裁判を受ける権利の侵害）があったかどうかを判断することである。したがって本稿が明らかにするのは、国際機構の裁判権免除が問題となった事件において、より正確に言えば、被申立国が（自国が構成国となっている）国際機構に裁判権免除を付与する義務を負っていた事件において、ECtHR がいかなるアプローチを採用して裁判を受ける権利に係る規定を解釈適用したかである。そこで本論へと入る前に、国際機構の裁判権免除について概観しておくのが便宜であろう（Ⅰ）。その上で、従前 ECtHR が国際機構の裁判権免除と裁判を受ける権利との間の

緊張関係にいかに対処してきたかについて検討する。裁判所は、Waite and Kennedy 事件において、いわゆる代替手段テストと呼ばれる基準を定式化し、この緊張関係に対応した。この基準はその後、欧州の国内裁判所によって、より厳格なかたちで（裁判を受ける権利の保障をより強化するかたちで）解釈され、適用されることとなった（Ⅱ）。しかし近年、特殊な文脈においてはあるものの、国連の裁判権免除が問題となった Stichting Mothers of Srebrenica 事件で、代替手段テストは ECtHR 自身の手によって、きわめて緩やかなかたちで再解釈された。こうした ECtHR のアプローチをどのように評価することができるだろうか（Ⅲ）。ECtHR の判例法理を分析することで、現代国際法における国際機構の裁判権免除と裁判を受ける権利との間の規範的關係についてより深く考察する足掛りとしたい。

I 国際機構の裁判権免除

1 実質的根拠

国際機構の免除について論ずる場合、何よりもまず、その実質的根拠および形式的根拠の双方において、これが国家の主権免除とは異なるということを指摘しておかねばならない。まず実質的根拠、つまり、なぜ国際機構に免除が認められねばならないかについては、裁判例および学説を広く見渡しても、見解の一致があるといってよい。それによれば、国際機構に免除が付与されるのは、機構が個別のまたは一部の構成国の干渉を受けること

なく、自律的かつ実効的にその機能を果たすことができるよう確保するために必要だからであると説明される⁴。すなわち、機能的必要性 (functional necessity) の考慮である。その前提には、国際機構に対して各構成国の国内裁判所が自由に管轄権を行使しうるとなると、機構がその構成国から独立して活動することは困難になり、ひいては、機構の実効的な機能が著しく阻害されるという理解がある⁵。これに対して、国家の主権免除は通常、主権平等原則に由来するものといわれる⁶。つまり主権免除は、歴史的に国家が相互に他国の主権を尊重してきたことを反映する制度であって、国際機構の免除をその延長線上において理解することはできない⁷。したがって、主権免除の文脈においては今日、免除の射程を主権的行為 (acts *jure imperii*) のみに限定し、業務管理行為 (acts *jure gestionis*) に関する限りにおいて国は他国の管轄権に服するというかたちでの制限免除主義が国際機構の免除にも当然に妥当するということにはならない。国際機構が免除を享有するかどうか、その境界線は、それが機構の自律的かつ実効的な機能の確保のために必要かどうかという観点から画定されねばならない。

しかし、すべての論者が以上の出発点を等しく受け入れながらも、同一の具体的帰結に至るわけではないというところにこの問題の難しさがある。絶対免除が機能的必要性の論理必然的な帰結であると考える論者⁸ もいれば、機能的必要性は必ずしも絶対免除を帰結せず、国際機構の免除においても、主権免除

の文脈におけるものと同様の意味における制限免除主義が妥当しうると主張する論者⁹ もいる。あるいは、国際機構の裁判権免除は絶対的たりえないものの、免除されるかどうかを判断するための基準として、主権的行為と私法的行為 (業務管理行為) の区別を用いることは適当ではないと主張されることもある¹⁰。このような学説状況は、機能的必要性からの演繹作業のみによって何らかの具体的な結論を引き出すことの難しさを示しているように思われる。この点に関して、国際機構の裁判権免除の形式的根拠もまた、主権免除のそれとは必ずしも同一ではないということが問題解決の糸口となるように思われる。

2 形式的根拠

主権免除が、条約において定められることもあるものの、慣習国際法にその根拠をもつものであるのに対して、国際機構の裁判権免除の形式的根拠は、通常、特定の条約規定に求められる¹¹。したがって、国際機構が免除を享有するかどうかは常に特定の条約規定の解釈問題ということになる。

たとえば国連の場合、国連憲章第 105 条 1 項と国連特権免除条約第 2 条 2 項が裁判権免除について定めを置いており、国連が享有する裁判権免除の内容と射程は、これらの規定の解釈を通じて確定されることになる。そこでまず国連憲章第 105 条 1 項をみると、国連は「その目的の達成に必要な特権及び免除を各加盟国の領域において享有する」と定められている。何が「その目的の達成に必要な特

権及び免除」に該当するかについて、その起草過程においても詳細な議論が行われたわけではないようである¹²。国連の活動の重要性と射程を考慮に入れば、その免除は広く解釈されるべきであるといわれる¹³ものの、この条文の文言の解釈を通じて国連が享有する裁判権免除の限界を明らかにすることは相当に困難である。

これに対して、憲章 105 条の細目につき定める国連特権免除条約第 II 条 2 項は、きわめて明快な規定ぶりになっている。同項によれば、「国際連合 [...] は、免除を明示的に放棄した特定の場を除き、あらゆる形式の訴訟手続の免除を享有する」。すなわちこの規定によれば、当該免除が国連の「目的の達成に必要」かどうかについて、国連加盟国（正確に言えば、国連特権免除条約の当事国）の国内裁判所が検討する余地はなく、国連によって放棄がなされない限り、国連には「あらゆる」訴訟手続からの免除が付与されることになる¹⁴。言い換えるならば、機能的必要性の有無につき判断する権限はもっぱら国連に与えられているのである。

以上国連を例にとったが、他の国際機構が享有する免除の内容と射程もまた、その機構に免除を付与する条約規定の解釈を通じて確定される。とはいえ一般論として、国連の例が示すように、国際機構が享有する裁判権免除の範囲は、主権国家のそれよりもきわめて広範であるといえよう。にもかかわらず、冒頭で述べたように、国際機構は法律上の紛争一般を裁判する機関を備えていない。かくし

て、免除が裁判を受ける権利に与える影響は、主権国家の場合と比較して、国際機構の場合の方が格段に深刻であるといえよう。

さて、ECtHR はこの深刻な影響とどのように向き合ってきたのだろうか。

II 代替手段テストの登場と発展

ECtHR は 1999 年、国際機構の裁判権免除と裁判を受ける権利との関係が問題となったリーディング・ケース、Waite and Kennedy 事件において、いわゆる代替手段テストを定式化し、権利侵害の有無について判断を下した。

1 Waite and Kennedy 事件大法廷判決¹⁵： 代替手段テストの登場

本件は欧州宇宙機関（European Space Agency：以下、ESA）の裁判権免除¹⁶が問題となった事例であるが、ECtHR（大法廷）は、国際機構の裁判権免除と個人の裁判を受ける権利（欧州人権条約第 6 条 1 項¹⁷）との間のバランスをとるために、次のように述べて、いわゆる「代替手段（alternative means）」テストを定式化した。

欧州人権「条約第 6 条 1 項が保障する裁判を受ける権利は絶対的なものではなく、制約に服しうる」が、そのような制約は、当該権利の本質部分を損なうようなものであってはならない。「制約が正当な目的（a legitimate aim）を追求するものではない場合、また、用いられる手段と達成しようとするその目的との間に合理的な比例関係（a reasonable

relationship of proportionality) が存在しない場合には、制約は第6条1項と両立しない」(para. 59)。国際機構に裁判権免除を付与することは、「機構が、個別の政府による一方的な干渉を受けることなく、適切に機能することを確保するために不可欠の手段」であって、「正当な目的」をもつ (para. 63)。比例性については、当該事案の特定の事由に照らして評価せねばならない (para. 64)。「欧州宇宙機関にドイツの裁判権からの免除を付与することが [欧州人権] 条約の下で許容されるかどうかを確定する際に決め手 (a material factor) となるのは、この条約に基づく権利を実効的に保護するための合理的な代替手段 (reasonable alternative means) を申立人らが利用できたかどうかである」(para. 68)。

つまり、問題の国際機構において、紛争解決のための「合理的な代替手段」が設置されており、それが利用可能である場合には、国が当該機構に裁判権免除を付与し、したがって、個人の請求につき裁判権の行使を控えたとしても、それは裁判を受ける権利の侵害を構成しないという規範が定式化されたのである¹⁸。そして本件においては、申立人らは ESA の職員として同機関内部の独立した委員会に請求を提起することができたとして、裁判所は、被申立国ドイツによる欧州人権条約第6条1項の違反を認めなかった (paras. 69-74)。

2 その後の国内裁判例における代替手段テストの発展

その後欧州内において、ECtHR によって定式化された代替手段テストを適用し、当該事件において国際機構に裁判権免除を付与すれば原告の裁判を受ける権利を侵害することになるとして、実際に国際機構への免除の付与が控えられた (当該機構に対して裁判権を行使した) 国内裁判例がみられるようになった¹⁹。ここでは、単に代替手段が存在したかどうかについてのみならず、それが十分に合理的なものであったかどうかについて、踏み込んだ検討がなされている。

まず、西欧同盟 (Western European Union : 以下 WEU) に解雇された原告が、給与6ヵ月分の解雇予告手当の支払いを認めた WEU 内部の委員会の判断を不服として、勤務地であったベルギーのブリュッセル労働裁判所に訴えを提起したことに端を発する事例を挙げることができる。同裁判所は12ヵ月の解雇予告期間を認めたが、原告は、ベルギー法に基づけば給与16ヵ月分の解雇予告手当が支払われねばならないとして控訴した。

ブリュッセル労働控訴裁判所は、裁判権免除に係る検討において、Waite and Kennedy 事件判決を参照し、そこで定式化された代替手段テストに触れつつも、同事件において「欧州 [人権] 裁判所は、[ESA が提供する] 手続が [欧州人権] 条約第6条1項が想定するような公正な手続の観念に内在するあらゆる保障を提供していたかどうかについて検討し

なかった」と指摘した。そして、欧州人権条約にいう「裁判所」は、「組織的・形式的な観点からいえば、行政部門および当事者のみならず、議会や事実上の権力（圧力団体等）からも独立しており、司法的な手続を保障するものでなければならず、「また実体的な意味においていえば、法規範に基づきかつ組織化された手続に従って、紛争の本案につき拘束力ある決定を下す権限を有していなければならない」という。また公開性について、審理については一定の例外は認められているものの、判決の公開については何らの例外も存在しない。

裁判所は、引き続き、WEU 内部の委員会がこれらの基準を充足するものであったかどうかについて検討した。裁判所は、当該委員会が司法的機能を付与され、場合によっては争われた決定の取消しを宣告し、またそのような決定によって惹起された損害の賠償等を WEU に命ずる権限を有していたこと、そして、対審手続が確保されていたことは認めた。しかしながら、委員会の決定の執行については何ら定められていないということ、審理のみならず決定の公開性も確保されていないということを確認した上で、委員の任命方式（政府間委員会による任命）と任期の長さ（2年間）は、委員の非罷免性が独立という観念の必然的帰結であることに鑑みれば、委員と機構とがきわめて密接に結びつくリスクを伴っていると指摘した。かくして、WEU 内部の委員会は、「公正な手続の観念に内在するすべての保障を提供しているものではなく、そ

のもっとも本質的な条件のいくつかを欠いている」のであって、「WEU の裁判権免除を理由に通常の裁判官へのアクセスを制限すると、[欧州人権] 条約第6条1項にいう実効的な請求方法が何ら存在しないことになる」と述べ、WEU の裁判権免除を否定し、本案の検討へと進んだ²⁰。

ブリュッセル労働控訴裁判所は、裁判を受ける権利の保障の観点から、きわめて厳格なかたちで代替手段テストを適用したものと見えよう。そこでは、国際機構の提供する手続が合理的な代替手段として認められるためには、公平性の観点から国内裁判所と同視するものでなければならぬと考えられているようである²¹。もっともこの点については、「過度に理想を追い求めるものであり、国際機構の専門性を考慮していない」と学説上批判されている²²。

国内裁判例における興味深い発展は、フランスにおいても観察することができる。アフリカ開発銀行に解雇された職員（フランス国民）が同銀行を相手取ってフランスの国内裁判所に訴えた事件において、パリ控訴院は、Waite and Kennedy 事件判決に依拠しつつ、ECtHR とほとんど同じ表現において代替手段テストを再定式化した²³。しかしこの裁判所もまた、代替手段が利用可能であったかどうかを問うにとどまらず、その手続的法的性質の検討へと進んだ。同銀行には、職員からの申立てを取り扱う委員会が設置されていたが、この委員会は総裁に対して勧告を行う権限しか有していなかった。実際、本件におい

ては総裁が委員会の勧告に従わなかったために、原告は救済を得られなかった²⁴。加えて、原告の勤務地（コートジヴォワール）の裁判所も、裁判権免除を理由に管轄権を行使しなかった。「このような状況において、[原告]とアフリカ開発銀行との間の訴訟に裁判権免除を適用すると、それは、原告の『裁判を受ける権利』の本質そのものを侵害する効果をもつことになり、原告は裁判拒否の被害者になってしまう」。かくして控訴院は、免除を否定することで、裁判拒否の発生を回避したのである²⁵。

フランス破棄院も次のように述べて、この控訴院の判断を是認した。すなわち、紛争の「一方当事者が自らの主張につき判断する権限をもつ裁判官にアクセスできず、国際公序に属する権利を行使できないとなると、それは裁判拒否を構成するから、フランスと何らかの連結点を有する紛争についてはフランス裁判所の管轄権が基礎づけられる。したがって、本件事実発生時点において、アフリカ開発銀行が解雇した従業員との間の紛争について判断する権限を有する裁判所をその内部に備えていなかった以上、同銀行は、当該紛争において裁判権免除を主張することはできない」と²⁶。

以上の裁判例は、いずれも、ECtHRがWaite and Kennedy事件判決において定式化した代替手段テストを出発点として採用しつつ、代替手段の「合理性」についてより踏み込んだ検討を行ったものと評価することができよう。かくして代替手段テストは、より

いっそう厳格化されたかたちで、国内裁判所の間に浸透しつつあるように思われた。しかしながら近年、ECtHR第3小法廷は、このテストの適用を実質的に排除し、第6条1項違反の存在を否定した。そこで問題となったのは、国連の裁判権免除であり、さらに、事件の発端となったのは平和維持活動の過程で実行された行為であった。小法廷は、これら2つの要因ゆえに、かつて大法廷が定式化した代替手段テストをそのままのかたちで適用することができなかつたのである。

Ⅲ 代替手段テストの実質的排除？：安保理権限の強行的性質論

1 Stichting Mothers of Srebrenica 事件小法廷決定

この事件は、スレブレニツァに展開していた国連保護軍（United Nations Protection Force：以下、UNPROFOR）が1995年に発生したジェノサイドを防止しなかったとして、その被害者遺族らが国連とオランダを相手取って同国の裁判所に提訴したことに端を発する。被告および法廷地としてオランダが選択されたのは、UNPROFORの一部として当時スレブレニツァに展開していたのがオランダ部隊であったためである。

オランダの国内手続では、当該請求の国連を被告とする部分についてのみ審理が進行し、ハーグ地方裁判所²⁷、ハーグ控訴審²⁸、そして最高裁判所²⁹のいずれの段階においても、国連の裁判権免除を理由として原告らの訴えは却けられた。そのため原告らは、欧州

人権条約第6条1項等の違反があったとして、ECtHRに申立てを行った。しかし2013年6月、この申立てもまた、第3小法廷によって却けられることとなった³⁰。

小法廷はまず、「適用される原則」という見出しの下でECtHRの判例法について検討し、本件に適用すべき原則の特定を試みた。その中でWaite and Kennedy事件判決を参照し、裁判を受ける権利が制約に服するという、しかしそのような制約が当該権利の本質部分を損なうようなものであってはならないということを確認している。そして、そのような制約は正当な目的のためでなければならず、かつ、用いられる手段と追求される目的との間に合理的な比例関係が存在しなければならないとした。その上で、引き続きWaite and Kennedy事件に依拠して、国際機構への免除の付与は正当な目的をもつものと認められると述べた。しかし小法廷は、ここでは代替手段テストに言及せず、国がECtHRによる制約と統制にまったく服することなく、一定のカテゴリーの者に私法上の賠償責任からの免除を付与できるとなると、それは民主主義社会における法の支配あるいは第6条1項の根底にある基本原則に合致しないと指摘するにとどめた (para. 139)。

続いて小法廷は、「上記原則の適用」という見出しの下で国連が享有する免除の性質についての検討に取り掛かり、国連憲章第105条1項および国連特権免除条約第II条2項の文言を引用しつつ (paras. 147-148)、これまでECtHRにおいて国際機構の裁判権免除が

問題となった事例は、いずれも当該機構とその職員との間の紛争に関するものであったと確認した (para. 149)。そして、それら先例とは異なり、「本件のそもそもの根元にあるのは、国連憲章第7章下での安保理によるその権限の行使に起因する申立人らと国連との間の紛争である」と述べた (para. 152)。「国連憲章第7章に基づいて国連安保理決議によって設置された活動は、国際の平和と安全の確保という国連の任務にとって根本的重要性をもつものであるから、安保理の作為不作為を国連の同意なく国内裁判所の管轄権に服させるようなかたちで [欧州人権] 条約を解釈することはできない」。「そのような活動を国内裁判所の管轄権の射程内に含めると、この分野において鍵となる国連の任務の達成およびその実効的な遂行への、個別の国によるその裁判所を通じた干渉を認めることになってしまう」 (para. 154)。

かくして小法廷は、本件の特殊性を強調し、先例との区別を試みた。しかしながら、そもそも代替手段テストは、その表現ぶりから国際機構一般に適用されるものとして理解されてきた (少なくとも、明示的に国連をその適用範囲から排除するものではなかった) し、また、問題となる機構の任務の性質を変数として組み込むかたちで定式化されたものではなかった³¹から、申立人らは当然、Waite and Kennedy事件判決に依拠し、本件にも適用されるものとして代替手段テストを援用していた。小法廷は申立人らの主張につき、次のように評価した。「申立人らが正しくも

指摘したように、Waite and Kennedy 事件判決において [...] 裁判所は、国際機構に国内裁判管轄からの免除を付与することが [欧州人権] 条約の下で許容されるかどうかを確定する際に『決め手 (a material factor)』となるのは、この条約に基づく権利を実効的に保護するための合理的な代替手段を申立人らが利用できたかどうかであると考えた。本件において、そのような代替手段がオランダ国内法上も国連法上も存在しなかったということにつき疑いの余地はない」(para.163)。

しかしながら小法廷は、「代替的な救済が存在しないにもかかわらず免除を認めたという事実それ自体が (*ipso facto*) 裁判を受ける権利の侵害を構成するわけではない」という。国際司法裁判所 (ICJ) は、外国国家の主権免除について、このような規則の存在を明示的に否定した³²。国際機構についても、Waite and Kennedy 事件判決をそのように絶対的なものとして解釈することはできない (para. 164)。

さらに小法廷は、「国連が今日に至るまで、本件で問題となっている紛争の適当な『解決方法』³³について定めていないという事実は残る」が、「この現状はオランダに帰責されるものではないし、[欧州人権]条約第6条は、オランダに介入するように求めるものではない」と述べた。また「すでに指摘したように、本件は、国際機構が享有する国内裁判管轄からの免除につき検討するように求められた裁判所の先例とは根本的に異なる」と判示した (para. 165)。

かくして、本件における国連への免除の付与は、正当な目的に資するものであり、かつ、比例性を欠くものではなかった (para. 169) として、第6条1項の違反は存在しなかったと結論づけられた。

2 欧州人権裁判所判例法理の分析

(1) Stichting Mothers of Srebrenica 事件決定における代替手段テストの位置づけ

さて、Stichting Mothers of Srebrenica 事件決定において、小法廷はどのような内容と射程をもつものとして代替手段テストを理解したのだろうか。まず指摘できるのは、ECtHR の先例から本件に適用される原則を特定する際、Waite and Kennedy 事件判決を参照しながらも、小法廷はあえて代替手段テストに言及しなかったということである。他方で、申立人らによる代替手段テストの援用を肯定的に評価し、しかも、「決め手 (material factor)」という語に引用符を付している。だがしかし、代替手段が存在しないにもかかわらず免除を付与したという事実それ自体が欧州人権条約違反を構成するわけではないとしており、一見して矛盾したことを述べているように見える。では小法廷は、いかにして自らの論を正当化したのだろうか。

何よりもまず小法廷が依拠したのは、国家の主権免除事件 ICJ 判決である。確かに ICJ は、国家の裁判権免除が実効的な代替手段の存在に依存するという国際法規則の存在を否定した。しかし、そもそも理論的根拠の異なる国家免除を扱った ICJ の見解を、国際機構

の免除にそのままあてはめることには問題があるように思われる。前述のとおり、国際機構の免除の理論的根拠は機能的必要性であるが、ICJによれば、国家の裁判権免除は国家の主権平等の原則に由来するものである。かくして、もっぱら国家の裁判権免除に関連するICJの判断が、そのまま国際機構の裁判権免除に妥当するとはいえない。実際にECtHR自身、これまで国家免除が問題になる場合と国際機構免除の場合とでは異なるアプローチを採用してきた。すなわち、1999年にWaite and Kennedy事件判決において代替手段テストを定式化しつつも、その後国家免除が問題となった2001年のAl-Adsani事件判決³⁴では代替手段の利用可能性をまったく検討しなかったのである³⁵。にもかかわらず小法廷は、本件に至って、「主権免除に関するICJ判決を援用し、それと同じアプローチを国際機構の免除にも当てはめよう」とした。かくして本件決定は、「自己矛盾である」として強く批判されている³⁶。

第二に小法廷は、代替手段の不存在はオランダに帰責しえないと指摘した。この指摘それ自体は理に適っており、一般的に妥当するといえよう。が、だからこそ、これが権利侵害の不存在を基礎づける事由として認められるのであれば、代替手段テストは実質的に廃棄されたものと解するほかないだろう。国際機構が合理的な代替手段を備えていないということは、通常、個々の構成国には帰責しえない事情なのであって、となれば、代替手段テストの適用は、人権条約締約国による裁判

を受ける権利の侵害を帰結しえないということになる³⁷。このようなテストに何の意味があるだろうか。

第三の正当化事由は、本件はWaite and Kennedy事件を含む先例と性質を異にするということであった。国際機構の裁判権免除が問題となった先例はいずれも、国際機構とその職員との間の紛争に係るものであった。これに対して、本件の申立人らは国連の職員ではないし、そもそも国連との間に何らかの契約関係を結んでいたわけでもない。彼らは、国連の不法行為によって損害を被ったと主張する者である。しかしながら、自らの意思で国連との契約関係に入った職員と、自らの意思を何ら介在させる余地もないままに国連の不法行為によって損害を被った被害者とは、後者の方が要保護性は高いと思われる。職員は、将来雇用契約をめぐって国連との間に紛争が生じた場合、その解決のためにいかなるメカニズムを利用することができるかについて認識した上で、契約を結び国連と法律関係に入ることができるのに対して、不法行為の被害者にはそのような機会は通常与えられないからである³⁸。したがって、裁判を受ける権利の保障の観点からは、国際機構とその職員との間の紛争が問題となるケースに代替手段テストが適用されるならば、本件のような不法行為事例にもこのテストが適用されてしかるべきであるといえよう。

しかしながら、小法廷が本件を先例と同じように扱うことができなかった決定的な理由は、他のところにあったように思われる。つ

まり、「本件のそもそもの根元にあるのは、国連憲章第7章下での安保理によるその権限の行使に起因する申立人らと国連との間の紛争である」という事情が決定的に重要な意味をもっていたのである。

(2) 安保理権限の強行的性質論：「同等の保護」理論と代替手段テストの排除

本稿の冒頭で、国際機構の構成国は「二つの、一見して抵触している義務を負っている」と指摘した。すなわち、機構に免除を付与する義務と個人に裁判を受ける権利を保障する義務である。しかし国連についていえば、あらかじめ手当てがなされている。国連憲章第103条が定める、憲章義務の優先である。国連に対して裁判権免除を付与する義務は疑いの余地なく国連憲章上の義務であって、憲章第103条によって「他のいずれかの国際協定に基く義務」に優先するものと考えられる。実際に *Stichting Mothers of Srebrenica* 事件において、オランダ最高裁判所は、憲章第103条に依拠し、代替手段テストの適用を排除した³⁹。したがって ECtHR も、憲章第103条を適用し、免除付与義務（憲章第105条1項）の優先を認めることで、十分に説得的なかたちで同じ結論に至ることができたはずである。しかし小法廷は、憲章第103条を直接に適用するのではなく、ECtHR 自身の判例法理に依拠することによって、裁判を受ける権利の侵害は存在しないという結論を導き出した⁴⁰。

小法廷が依拠したこの判例法理は、2007年

Behrami and Saramati 事件大法廷決定⁴¹において定式化されたものである。この事件では、コソヴォに展開する平和維持活動（United Nations Interim Administration Mission in Kosovo：以下、UNMIK）と NATO 指揮下の多国籍軍（Kosovo Force：以下、KFOR）の行為が欧州人権条約違反を構成するかどうか争われた。しかし大法廷は、本件申立てを審査する管轄権をもたず、したがって受理不可能であると結論づけた。その主な理由は、UNMIK と KFOR の行為がいずれも締約国ではなく国連に帰属するという点であった⁴²が、大法廷は、受理不可能との結論に至るためには、いわゆる「同等の保護（equivalent protection）」理論の適用を排除することもまた必要であると考えた。その理由づけとして用いられたのが、安保理の国連憲章第7章に基づく権限が「強行的性質（the imperative nature）」を有しているということであった（安保理権限の強行的性質論）。

同等の保護理論とは、ECtHR によって定式化された判例法理であって、この理論によれば、国際機構の構成員であることから生ずる法的義務に従って欧州人権条約締約国自身がとった行為について検討するよう ECtHR が求められた場合、その機構において欧州人権条約が定めているものと少なくとも同等とみなしうるかたちで基本的権利が保護されている限りにおいて、当該行為は、欧州人権条約の要求に合致していると推定される。裏を返せば、そのような同等の保護が存在しない場合には、構成国が義務を履行するために

とった措置であっても、裁判所の審査の対象になり、したがって条約違反を構成すると判示されうる。この理論の趣旨は、相反する要請、すなわち、国際機構というかたちでの国際協力を促進するという要請と、十分なレベルの人権保護の仕組みを備えない国際機構に一定の権限を移譲することで国が人権条約の遵守を回避することを防止するという要請の間のバランスを図ることであるといわれる⁴³。

この理論の登場は欧州人権委員会の時代にさかのぼる⁴⁴が、これが明確な内容と適用範囲を備えた精緻な基準として定式化されたのは、2005年のBosphorus事件大法廷判決⁴⁵においてであったといわれる⁴⁶。この事件は、ユーゴ制裁に係る国連安保理決議820（1993年）を実施するEC規則第990/93号に基づいて、アイルランド（被申立国）が、旧ユーゴの航空会社から申立人（トルコの航空会社）がリースした航空機を差し押さえたことに端を発する。申立人はまず、当該差押えの司法審査を求めて国内裁判所に提訴した。下級審（高等法院）においては、本件航空機にはEC規則第990/93号第8条は適用されず、したがって、問題の差押えは権限超越であると判示されたため、政府側（運輸大臣）が上訴した。アイルランド最高裁判所が、当該規則第8条の解釈につき欧州司法裁判所（ECJ）に先決裁定を求めたところ、ECJは、同条は本件のような場合にも適用されると結論づけた。最高裁は、これを受けて、自身はECJの先決裁定に拘束されると述べ、運輸大臣の

上訴を認容した。そのため申立人は、本件差押えが欧州人権条約第1議定書第1条（財産の保護）に違反するとして、ECtHRに申立てを行った。

本件判決において大法廷は、以下のようなかたちで同等の保護理論を定式化した。この理論は、欧州人権条約違反を構成すると主張された行為が、同条約の締約国によって国際機構の構成員たる資格から生ずる法的義務を履行するために実施されたものであり、その実施において国に裁量が残されていなかった場合にのみ適用される。そして、当該機構において、実体および手続の双方につき、欧州人権条約が定めるのと同様（同一ではなく同程度）とみなされうるかたちで基本権が保護されていれば、国は欧州人権条約に違反していないという推定が成立する。しかし、特定の事件の状況に照らして、そのような保護が明白に欠如している場合には、その推定は覆される⁴⁷。

Behrami and Saramati事件において、申立人側は、被申立国がコソヴォにおいて遂行していたマンデートが国際的なもの（国連またはNATOのそれ）であったとしても、関連の国際機構によって同等の保護は何ら提供されていなかったのであって、被申立国は責任を免れないと主張した⁴⁸。大法廷は、この主張に対して概要次のように述べて本件とBosphorus事件とを区別した。「本件において生ずる問いは、被申立国が国連のために実施した行為について、より一般的にいうならば、[欧州人権]条約と憲章第7章の下で行

動する国連との関係について審査する人的管轄権を裁判所が有しているかどうかである」(para. 146)。欧州人権条約(1950年)の原署名国12カ国中9カ国は、1945年から国連加盟国であり、現在は全締約国が国連の加盟国となっている。欧州人権条約は、その締約国の間に適用される国際法の関連する規則および原則に照らして解釈されなければならない。「したがって裁判所は、国連憲章第25条および第103条という相互補完的な2つの条文に配慮せねばならない」(para. 147)。「よりいっそう重大な意味をもつのは、国連の主要な目的が強行的性質をもつものであり、その帰結として、その目的を達成するために第7章に基づいて国連安保理に与えられた権限もまた強行的性質をもっているということである」。国連の主要な目的とは、すなわち、国際の平和と安全の維持である(国連憲章前文、第1、2および24条、第7章)。「国連憲章第7章に基づいて安保理決議によって設置された活動は、国際の平和および安全の確保という国連の任務にとって根本的重要性をもつものであり、かつ、そのような活動の実効性は加盟国からの支援に依存しているから、[欧州人権]条約締約国の作為・不作為であって、国連安保理決議によってカバーされ、そのような任務に先立ってまたはその過程で実行されたものを裁判所の審査に服させるようなかたちで同条約を解釈することはできない。そのように解釈すると、この分野において鍵となる国連の任務の達成および、一定の当事国が主張したように、国連活動の実効的

な遂行への干渉になるだろう。これは、国連安保理決議の実施に対して、当該決議それ自体のテキストに定められていない条件を課すことに等しいだろう」(paras. 148-149)。

もっともこの強行的性質論は、その射程につき不明確な点を残している。まず、そもそもBosphorus事件において問題となった航空機の差押えは、直接にはEC規則第990/93号に基づいて実施されたものであるが、その第8条は、国連安保理決議820第24項の文言をほぼそのまま引き写したものだ。かくして、Stichting Mothers of Srebrenica事件決定における小法廷の表現を借りれば、Bosphorus事件の根元にも「国連憲章第7章下での安保理によるその権限の行使に起因する紛争」が存在していたといえよう⁴⁹。

第二に、Behrami and Saramati事件決定の中で大法廷は、強行的性質論をもって、同等の保護理論以上のものを排除しているように思われる。というのも、大法廷によれば、強行的性質論のリーズニングは、安保理常任理事国による第7章決議への賛成投票や安全保障ミッションへの部隊派遣といった自発的な行為、すなわち、国連の加盟国たる資格から生ずる義務を履行するためのものではないが、平和と安全に係る強行的な国連の目的の実効的な達成にとって決定的重要性をもつ行為にもあてはまるからである⁵⁰。

他方で近年、この強行的性質論をいわば無視して、安保理決議に基づく資産の没収(いわゆる狙い撃ち制裁)が欧州人権条約違反を構成することを認めた小法廷の判断が現れ

た。この Al-Dulimi 事件小法廷判決では、同等の保護理論の意図するところは、「とりわけ、締約国が、[欧州人権] 条約の当事者ではない国際機構の構成員たる資格の結果として自らが負う法的義務を援用せざるをえない場合に、ジレンマに直面することがないように確保すること」であって、「本件が例証しているように、国は、欧州において使命を果たす超国家機関としての欧州連合の構成員たる資格の結果としてのみならず、国連の加盟国としても、このようなジレンマに直面しうるのである」として、国連との関係においても、そして、国連憲章第7章に基づく制裁措置との関係においても、同等の保護理論が適用されうるという立場が示された⁵¹。その結果、被申立国（スイス）による条約違反が認定された。その後この事件は大法廷に付託された⁵²が、2016年6月21日、大法廷もまた条約違反の存在を認めた。そこでは、安保理決議から生ずる義務の実施においてスイスに裁量が残されていなかったわけではないとして、そもそも同等の保護理論は適用されなかった⁵³。もっとも、この大法廷のリーズニングにはさっそく疑問が投げかけられている⁵⁴。

さて、代替手段テストに話を戻そう。まず、ECtHR の他の判例法理との関係について指摘できるのは、このテストは同等の保護理論と類似の目的と構造をもっているということである。前述のとおり、同等の保護理論の趣旨は、相反する要請、すなわち、国際機構というかたちでの国際協力を促進するという要

請と、十分なレベルの人権保護の仕組みを備えない国際機構に一定の権限を移譲することで国が人権条約の遵守を回避することを防止するという要請の間のバランスを図ることである。ECtHR は、これら両法理を通じて、一方で国際機構が自律的かつ実効的なかたちで活動できるよう確保することの必要性⁵⁵を認識しつつ、他方で、欧州人権条約の実施監督機関として、締約国が国際機構を設立することで何らの制約も受けることなく同条約から逸脱できるわけではないということを確認している。いずれの法理においても、欧州人権条約上の許容性の基準として、当該機構が締約国に代わって問題の人権を保障しているかどうか問われる。そしてこれら両法理の適用は、強行的性質論の下では、国連安保理の憲章第7章権限に基づく活動という特定の文脈において、排除される。

興味深いのは、Stichting Mothers of Srebrenica 事件決定が、代替手段テストの適用を排除するために、国連憲章第103条を直接適用するのではなく⁵⁶、同条（および国連憲章第25条）に配慮して ECtHR 自身が判例法上定式化した強行的性質論を援用した点である。小法廷は、オランダ国内裁判所による国連への免除の付与を、本来であれば欧州人権条約に違反するものと評価するのではなく（そのように評価していれば、国連憲章第103条の適用を回避することは困難であっただろう）、そもそも欧州人権条約の違反を構成するものではないとみなした。つまり、あくまで欧州人権条約の解釈問題として処理

したのである。このような内在的アプローチは、一方で ECtHR が繰り返し強調する欧州人権条約の調和解釈⁵⁷の帰結であり、他方で、国際の平和および安全の維持と人権保障との間の緊張関係というきわめて機微な問題に対処するにあたり、ECtHR が自らに裁量を残しているということを意味する。実際、Al-Dulimi 事件小法廷判決は、同等の保護理論との関係でそのような裁量が行使された例と評価することができよう⁵⁸。かくして、今後 ECtHR が代替手段テストとの関係において、この裁量をどのように行使するのかについて注視する必要がある⁵⁹。

おわりに

本稿では、国際機構の裁判権免除と裁判を受ける権利との間の緊張関係に対処する際、ECtHR がどのような法理を定式化し、それをいかに適用してきたかを明らかにした。ECtHR は、国際機構の自律的かつ実効的な機能を確保する要請と、民主主義社会において重要な位置を占める裁判を受ける権利⁶⁰の本質部分を保護する要請との間のバランスを保つために代替手段テストを定式化した。このテストは、その後欧州の国内裁判所によって参照され、そこでは代替手段の合理性が厳格に審査された。しかし ECtHR は最近の事例において、自らが定式化した強行的性質論に依拠することで、代替手段テストの適用を排除した。

国際機構の構成国は通常、当該機構に免除を付与する義務と自国の管轄権の下にある個

人に裁判を受ける権利を保障する義務という、同時に履行しえない2つの義務を負っている。代替手段テストによれば、その機構が当該個人の請求を処理する合理的な代替手続を備えている限りにおいて、そのような義務の抵触は生じない。そして強行的性質論の下では、安保理の憲章第7章権限に基づく活動の過程で実行された行為⁶¹に係る紛争において国連の裁判権免除が問題となる限りで、たとえ合理的な代替手続が存在せずとも（あるいは、何らの代替手段も存在しない場合であっても）、やはり義務の抵触は生じないのである。

義務の抵触が存在するとは考えず、したがって、国連憲章第103条を適用せず、自身の判例法理に依拠することで困難な緊張関係に対処しようとする ECtHR の態度は、Kadi 事件判決⁶²において示された欧州司法裁判所のそれとは対照的である。憲章第103条の直接適用は避けつつも（したがって、将来の事件における自らの裁量をより広く確保しつつも）、その趣旨に配慮し、結果的に欧州人権条約秩序に対する国連法秩序の優先を肯定したとみることができるからである。

本稿の射程は、ECtHR の判例法理の分析に限定されていたが、国際機構の裁判権免除と裁判を受ける権利との関係は、より一般的な文脈で検討されねばならない問題であることはいうまでもない。両者の間の緊張関係は今まさに、国内裁判所においてより鋭いかたちで顕在化している。2010年、西インド諸島に位置するハイチ共和国にてコレラが

大流行した。これによる死者は9,100人に及び、およそ780,000人もの住民が感染したといわれている。これまでの調査から、ハイチ国内にコレラ菌を持ち込み、この大流行を引き起こしたのは、国連ハイチ安定化ミッション (Mission des Nations Unies pour la stabilisation en Haïti : 以下、MINUSTAH) のネパール部隊であったということがほぼ明らかになっている⁶³。このコレラ流行被害について、2013年10月、米国・ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所に国連を相手取ったクラス・アクションが提起された⁶⁴。原告らは当初、国連に対してMINUSTAH地位協定⁶⁵が定める請求委員会の設置を求めていた⁶⁶が、これが受け入れられなかった⁶⁷ため、いわば「最後の手段として」国内裁判所への提訴に踏み切った⁶⁸。しかしながら連邦地方裁判所は、国連の裁判権免除を維持し、原告らの請求の本案について審査することはなかった⁶⁹。ここでもやはり代替手段テストは適用されなかった。この連邦地裁の判断は、2016年8月18日、第2巡回区連邦控訴裁判所によって是認された⁷⁰。

最後に、国際機構の裁判権免除と裁判を受ける権利、それぞれの観点から今後の課題を指摘することで本稿を締めくくりたい。まず裁判を受ける権利の観点から明らかにする必要があるのは、その本質部分が損なわれないよう確保するために、国際機構によって提供される代替手続がどの程度の合理性を備えていなければならないかということであろう。かくして、欧州の国内裁判所例において観察

される代替手段テストの発展、すなわち、合理性判断の厳格化の傾向が、欧州の枠を超えていかに受け入れられていくかについて今後の動向を見守らねばならない⁷¹。

ECtHRは、強行的性質論という法理を用いて、国際の平和と安全の維持のための活動に従事する国連を他の国際機構から区別した。同じリーズニングが国連以外の国際機構にも用いられるとは考えにくい⁷²。このことを国際機構の裁判権免除の観点から眺めてみると、その理論的根拠が機能的必要性であることについて広く見解の一致があることはすでに述べたとおりであるが、そこでいう「機能 (function)」は、国際機構によって、さらには、機構の活動によって、当然に異なるということが理解されねばならないように思われる。機能が異なれば、それを保護する必要性の程度も異なりうる⁷³。このことを条約上規定している (実定法化している) のが国連憲章第103条であり、強行的性質論もまたそのような意義をもつものとして理解できるかもしれない。機能的必要性論の再構成の可能性については稿を改めて検討することとしたい。

【付記】本稿はJSPS平成27-28年度科学研究費 (研究活動スタート支援) 課題番号15H06302の成果の一部である。

注

- 1 本稿では、“member state”に対応する日本語として「構成国」を用いる。ただし、「加盟国」と訳されることが通例である場合（たとえば国連の場合）には、それに従う。
- 2 C. Ryngaert, I. F. Dekker, R. A. Wessel, & J. Wouters, “General Introduction”, C. Ryngaert *et al.* eds., *Judicial Decisions on the Law of International Organizations* (Oxford UP, 2016), pp. 2-3.
- 3 たとえば *International Organizations Law Review* は、第10巻2号（2014年）にて特集（Special Issue: Immunity of International Organizations）を組み、これらの法的問題を重点的に扱っている。この特集号は、その後書籍（N. Blokker & N. Schrijver eds., *Immunity of International Organizations* (Brill, 2015)）としても刊行された。また最近のものとして、K. E. Boon, “The United Nations as Good Samaritan: Imunity and Responsibility”, *Chicago Journal of International Law*, vol. 16 (2016), p. 341; M. Odello & R. Burke, “Between Immunity and Impunity: Peacekeeping and Sexual Abuses and Violence”, *International Journal of Human Rights*, vol. 20 (2016), p. 839; M. Steinbrück Platiše, “The Development of Immunities of International Organisations in Response to Domestic Contestation”, M. Kanetake & A. Nollkaemper eds., *The Rule of Law at the National and International Levels: Contestations and Deference* (Hart, 2016), p. 67がある。その他に特定の事例にフォーカスするものが多数存在するが、それらをここで挙げることは控え、以後適宜参照する。
- 4 たとえば、わが国の裁判例においては、「国連に [...] 免除特権を承認した趣旨は、国連という国際機構をしてその目的達成のための国際社会における活動を全からしめるところにあ」と説明された。国連大学事件東京地方裁判所決定（1977年9月21日）『判例時報』第884号78頁。また ECtHR は、裁判権免除の付与を「機構が、個別の政府による一方的な干渉を受けることなく、適切に機能することを確保するために不可欠の手段」とみなした。Waite and Kennedy v. Germany, Grand Chamber of European Court of Human Rights, Judgment, 18 February 1999, Application no. 26083/94, para. 63. また、主な学説として、以下のものを参照。C. W. Jenks, *International Immunities* (Stevens & Sons, 1961), pp. 17-20; C. Dominicé, “L’immunité de juridiction et d’exécution des organisations internationales”, *Recueil des cours*, t. 187 (1984), p. 161; P. H. F. Bekker, *The Legal Position of Intergovernmental Organizations: A*

Functional Necessity Analysis of their Legal Status and Immunities (Martinu Nijhoff, 1994), pp. 98-109; A. Reinisch, *International Organizations before National Courts* (Cambridge UP, 2000), pp. 233-251; C. F. Amerasinghe, *Principles of the Institutional Law of International Organizations*, 2nd ed. (Cambridge UP, 2005), pp. 315-317. 国家と国際機構との関係に関する ILC の作業において国際機構の裁判権免除が議論された際も、この点につき異論が示されることはなかったと指摘される。比屋定泰治「国際機構の裁判権免除－機能的必要性と免除の範囲－」松田竹男他編『現代国際法の思想と構造 I 歴史、国家、機構、条約、人権』（東信堂、2012年）237頁、注3。

- 5 このような理解に対して疑問を投げかけるものとして、平覚「国際機構の特権免除と国家主権」『世界法年報』第10号（1990年）23-24頁を参照。
- 6 Immunités juridictionnelles de l’État (Allemagne c. Italie; Grèce (intervenant)), arrêt, 3 février 2012, *CIJ Recueil 2012*, p. 123, para. 57. もっとも、国家が「相互に管轄権を行使する（主権免除を与えない）」という意味での平等もあり得、国家平等原則と主権免除とは、論理的に必ず結びつく性質のものではない」とも指摘される。水島朋則『主権免除の国際法』（名古屋大学出版会、2012年）5頁。
- 7 Amerasinghe, *supra* note 4, p. 315. また両者の間の重大な違いとして、主権免除において作用する相互性の考慮が国際機構の免除にはあてはまらない。このことは、制度の実効性に影響を与える。国連の裁判権免除を例にとると、加盟国は、主権免除の場合とは異なり、国連もまた当該国の主権を尊重するだろうと期待して国連に対する管轄権行使を控えるわけではない。国連の観点からみれば、国内裁判所に類する機関をもたない以上、加盟国に対する裁判権行使を控えることによって、自らの享有する裁判権免除の実効性を確保するということができないわけである。国連の裁判権免除は、したがって、そもそも脆弱性を孕んでいる制度であって、加盟国の国内裁判所においてひとたびこれが否定されると、歯止めを掛けることができなくなるおそれがある。それゆえ、国連加盟国の国内裁判所は、国連の裁判権免除の否定につき、一貫してきわめて謙抑的な姿勢をとっているように思われる。たとえば、Manderlier c. l’Organisation des Nations Unies et l’Etat belge, Tribunal de première instance de Bruxelles, 11 mai 1966, *Journal des tribunaux*, no. 4553 (1966), p. 721; Cour d’appel de Bruxelles, 15 septembre 1969, *Revue critique de jurisprudence belge*, t. 25 (1971), p. 449 を参照。

- 8 E. De Brabandere, "Immunity of International Organizations in Post-conflict International Administrations", *International Organizations Law Review*, vol. 7 (2010), pp. 79-119.
- 9 平「前掲論文」(注5) 21-26頁。
- 10 比屋定「前掲論文」(注4) 252-253頁。また、A. Orakelashvili, "Responsibility and Immunities: Similarities and Differences between International Organizations and States", *International Organizations Law Review*, vol. 11 (2014), pp. 158-164も参照。
- 11 Amerasinghe, *supra* note 4, pp. 315-316; 黒神直純「国際機構の免除と国際公務員の身分保障 - 欧州人権裁判所 Waite & Kennedy 判決が及ぼした影響 -」坂元茂樹・葉師寺公夫編『普遍的国際社会への法の挑戦：芹田健太郎先生古稀記念』(信山社、2013年)、630-631頁。もっとも、国際機構の裁判権免除が設立条約等によって定められないことはほとんどないのであって、それゆえに、国際機構の免除は慣習国際法にも法的基礎をもつと考える論者もいる。たとえば、I. Seidl-Hohenveldern, "Functional Immunity of International Organizations and Human Rights", W. Benedek *et al.* eds., *Development and Developing International and European Law: Essays in Honour of Konrad Ginther on the Occasion of His 65th Birthday* (Peter Lang, 1999), p. 138; K. Wellens, *Remedies against International Organisations* (Cambridge UP, 2002), p. 114を参照。
- 12 国際機構に関する連合国会議(サンフランシスコ会議)において、現行第105条とほぼ同一の文言の規定を提案した小委員会(第IV/2委員会の下部委員会)は、その報告書の中で、次のように述べた。「この小委員会が提案する条文案は、加盟国が尊重するように求められる特権免除を特定していない。そのような特定は、過剰である(superfluous)と考えられた。特権免除という用語は、この機構の目的を実現するために、またその機関が自由に機能するために、そしてそれら職員が独立して自らの職務を遂行するために必要と考えられるすべてのものを、一般的なかたちで指し示すものである」。小委員会は、例の一つとして裁判権免除を挙げたが、その射程の明確化には踏み込まなかった。Privileges and Immunities, Report Submitted by Subcommittee to Committee IV/2, *Documents of the United Nations Conference on International Organization, San Francisco, 1945*, vol. 13, pp. 779-780.
- 13 A. R. Ziegler, "Article 105", B. Simma *et al.* eds., *The Charter of the United Nations: A Commentary*, 3rd ed. (Oxford UP, 2012), pp. 2161-2162.
- 14 絶対免除を機能的必要性の帰結と位置づける論者は、国連特権免除条約第II条2項の存在がその主張を補強すると考える。De Brabandere, *supra* note 8, p. 88. 他方で、国連憲章第105条1項は、機能的必要性が認められる限りにおいてのみ国連への免除の付与を義務づけているものである(絶対免除を定めるものではない)と考える論者によれば、同項は「憲章105条が求める水準を越えた免除をいわば余分に与えている」と評価される。比屋定「前掲論文」(注4) 251頁。また、Boon, *supra* note 3, pp. 353-354も参照。
- 15 Waite and Kennedy, *supra* note 4.
- 16 Article IV (1), Annex I to the Convention for the Establishment of a European Space Agency, *International Legal Materials*, vol. 14 (1975), pp. 886-887.
- 17 「すべての者は、その民事上の権利及び義務又は刑事上の犯罪の確定において、法律で設置された独立のかつ公平な裁判所による公正なかつ公開の審理を合理的期間内に受ける権利を有する。判決は公開で言い渡される [...]」。
- 18 また同時に、合理的な代替手段が利用可能でなければ、国際機構への免除の付与は裁判を受ける権利の違反を構成するという規範も定式化されたと理解されてきた。たとえば、Steinbrück Platiše, *supra* note 3, p. 82を参照。
- 19 Waite and Kennedy 事件判決以降の国内裁判例の展開については、黒神「前掲論文」(注11) 641-651頁が詳しい。また、Waite and Kennedy 事件判決以前の国内裁判例の展開につき、Steinbrück Platiše, *supra* note 3, pp. 77-80を参照。
- 20 S. M. c. Union de l'Europe occidentale [U.E.O.], Cour du Travail de Bruxelles, 17 septembre 2003, *Journal des tribunaux*, no. 6145 (2004), p. 617. WEUの裁判権免除に係るこの労働控訴裁判所の判断は、その後破棄院によっては是認された。Union de l'Europe occidentale c. S. M., Cour de cassation de Belgique, 21 décembre 2009, *Revue critique de jurisprudence belge*, t. 65 (2011), p. 203.
- 21 かくして、この判決において適用された基準は、もはやECTHRがWaite and Kennedy事件判決において定式化した代替手段テストとは同視しえないと評価することもできよう。水島「前掲書」(注6) 242頁を参照。
- 22 そして、代替手段テストにおいて標準とされるべきは、国内裁判所ではなく国際行政裁判所であるといわれる。J. Wouters & P. Schmitt, "Challenging Acts of Other United Nations' Organs, Subsidiary Organs, and Officials", A. Reinisch ed. *Challenging Acts of International Organizations before National Courts* (Oxford UP,

- 2010), pp. 109-110.
- 23 「アフリカ開発銀行のフランスの裁判権からの免除が [欧州人権] 条約からみて許容されるかどうかを確定するためには、この条約によって保障される権利を実効的に保護するための合理的な代替手段を [原告] が利用できたかどうかを検討することが重要である」。Banque Africaine de Développement c. M. A. Degboe, Cour d'appel de Paris, 7 octobre 2003, *Revue critique de droit international privé*, t. 93 (2004), pp. 411-412.
- 24 後に、拘束力ある決定を行う権限をもつアフリカ開発銀行行政裁判所が設置されたが、この裁判所は時間的に本件について管轄権を有していなかった。
- 25 また控訴院は、「アフリカ開発銀行が、[原告] の解雇に係る訴訟の本案につきフランスの裁判所において防禦を行わなければならないとしても、それは同銀行の適切な機能を阻害することにはならない」と付け加えている。Ibid., p. 412.
- 26 Banque Africaine de Développement c. Degboe, Cour de cassation, chambre sociale, 25 janvier 2005, *Revue générale de droit international public*, t. 110 (2006), p. 217.
- 27 Stichting Mothers of Srebrenica et al. v. the State of the Netherlands and the United Nations, District Court in the Hague, Judgment, 10 July 2008, Case no. 295247/HA ZA 07-2973.
- 28 Stichting Mothers of Srebrenica et al. v. the State of the Netherlands and the United Nations, Appeal Court in the Hague, Judgment, March 30 2010, Case no. 200.022.151/01.
- 29 Stichting Mothers of Srebrenica et al. v. the State of the Netherlands and the United Nations, Supreme Court of the Netherlands, Judgment, 13 April 2012, Case no. 10/04437. これらオランダ国内裁判所の判決につき、O. Spijkers, “The Immunity of the United Nations Before the Dutch Courts (Case Note)”, *Revue de droit militaire et de droit de la guerre*, t. 51 (2012), p. 361 を参照。
- 30 Stichting Mothers of Srebrenica et al. v. the Netherlands, Third Section of European Court of Human Rights, Decision, 11 June 2013, Application no. 65542/12.
- 31 この点についてオランダ最高裁は、Waite and Kennedy 事件判決において ECtHR が、国連を、ましてや憲章第 7 章の枠組みの下で行われた活動が関わってくる場合にまで、代替手段テストの射程に含めようとしていたと想定することはできないと述べた。Stichting Mothers of Srebrenica, Supreme Court, *supra* note 29, para. 4.3.3.
- 32 Immunités juridictionnelles de l'État, *supra* note 6, p. 143, para. 101.
- 33 国連特権免除条約第 VIII 条 29 項。
- 34 Al-Adsani v. the United Kingdom, Grand Chamber of European Court of Human Rights, Judgment, 21 November 2001, Application no. 35763/97.
- 35 水島『前掲書』(注 6) 236-239 頁。
- 36 水島朋則「国際司法裁判所の主権免除事件判決による現代国際法の発展－外国軍隊の行為から生ずる古くて新しい紛争への主権免除規則の適用問題他－」浅田正彦他編『国際裁判と現代国際法の展開』(三省堂、2014 年) 290-291 頁。V. Spiga, “Effective Limitations and Illusory Rights: A Comment on the Mothers of Srebrenica Decision of the European Court of Human Rights”, *Italian Yearbook of International Law*, vol. 23 (2014), pp. 280-282 も参照。
- 37 この点を強調するのであれば、そもそもオランダが欧州人権条約第 1 条にいう「管轄権 (jurisdiction)」をもたないと構成する方が自然であろう。しかし ECtHR は、一貫してそのような立場を採用してこなかった。水島『前掲書』(注 6) 189 頁。ただし、Spaans v. the Netherlands, European Commission of Human Rights, Decision, 12 December 1988, Application no. 12516/86, *Decisions and Reports*, vol. 58, p. 119. この点、T. Henquet, “The Jurisdictional Immunity of International Organizations in the Netherlands and the View from Strasbourg”, Blokker & Schrijver eds., *supra* note 3, pp. 289-290 を参照。
- 38 また、国連から「免除放棄の言質を得ておくことの難易度」の観点から、不法行為事例の方が私人の保護の要請は強いとも指摘される。水島『前掲論文』(注 36) 291 頁。
- 39 Stichting Mothers of Srebrenica, Supreme Court, *supra* note 29, paras. 4.3.1-4.3.6. また、Spijker, *supra* note 29, p. 385 も参照。
- 40 この点につき、F. Andreoli, “Immunità delle Nazioni Unite et protezione equivalente: L'affare ‘associazione madri di Srebrenica’”, *Rivista di diritto internazionale*, vol. 97 (2014), pp. 460-461 を参照。
- 41 Behrami v. France and Saramati v. France, Germany and Norway, Grand Chamber of European Court of Human Rights, Decision, 2 May 2007, Application no. 71412/01 and no. 78166/01.
- 42 本件決定の行為帰属に関する部分の分析として、岡田陽平「国連安保理の授權に基づいて活動する多国籍軍の行為の帰属－国連平和維持軍と多国籍軍の伝統的二分論再考－(一)」『法学論叢』第 177 卷 1 号 (2015 年) 146-149 頁を参照。
- 43 Andreoli, *supra* note 40, p. 452.

- 44 M. & Co. v. Germany, European Commission of Human Rights, Decision, 9 February 1990, Application no. 13258/87, *Decisions and Reports*, vol. 64, p. 138.
- 45 Bosphorus Hava Yollari Turizm ve Ticaret Anonim Şirketi v. Ireland, Grand Chamber of European Court of Human Rights, Judgment, 30 June 2005, Application no. 45036/98.
- 46 庄司克宏「欧州人権裁判所の『同等の保護』理論とEU法 - Bosphorus v. Ireland 事件判決の意義 -」『慶應法学』第6号(2006年)292頁。
- 47 Bosphorus, *supra* note 45, paras. 152-157.
- 48 Behrami and Saramati, *supra* note 41, para. 80.
- 49 この点につき、加藤陽「国連憲章義務の優先と欧州人権裁判所における『同等の保護』理論」『国際公共政策研究』第19巻1号(通巻第35号)(2014年)150-151頁を参照。
- 50 Behrami and Saramati, *supra* note 41, para. 149. 他方で大法廷は、KFOR同様、安保理の授權に基づいて活動するイラク多国籍軍の行為(申立人の拘禁)が争われた Al-Jedda 事件においては、強行的性質論を適用せず、結果的に被申立国(英国)の責任を認めた。Al-Jedda v. the United Kingdom, Grand Chamber of European Court of Human Rights, Judgment, 7 July 2011, Application no. 27021/08. KFORとイラク多国籍軍とを区別することの正当性について、岡田陽平「国連安保理の授權に基づいて活動する多国籍軍の行為の帰属 - 国連平和維持軍と多国籍軍の伝統的二分論再考 - (二・完)」『法学論叢』第177巻2号(2015年)101-107頁を参照。これを裏付ける裁判例として、Serdar Mohammed v. Ministry of Defence and Others, High Court of Justice (Queen's Bench Division), Judgment, 2 May 2014, [2014] EWHC 1369 (QB); Court of Appeal (Civil Division), Judgment, 30 July 2015, [2015] EWCA Civ 843 を参照。Al-Jedda 事件において問題となった拘禁行為は、国連安保理の権限ではなく、もっぱら英国の権限に基づいて行われたものであり、したがって、強行的性質論の射程に含まれない事例だったと考えることができよう。
- 51 Al-Dulimi and Montana Management inc. v. Switzerland, Second Section of European Court of Human Rights, Judgment, 26 November 2013, Application no. 5809/08, para. 116. この小法廷判決については、S. Platon, "The 'Equivalent Protection Test': From European Union to United Nations, from Solange II to Solange I (with Reference to the Al-Dulimi and Montana Management inc. v. Switzerland Judgment of the European Court of Human Rights)", *European Constitutional Law Review*, vol. 10 (2014), p. 226 が詳しい。
- 52 小法廷の段階においてすでに、裁判官の間には激しい意見の対立が存在していた。加藤「前掲論文」(注49)159-160頁を参照。
- 53 Al-Dulimi and Montana Management inc. v. Switzerland, Grand Chamber of European Court of Human Rights, Judgment, 21 June 2016, Application no. 5809/08.
- 54 M. Milanovic, "Grand Chamber Judgment in Al-Dulimi v. Switzerland", EJIL: *Talk!*, 23 June 2016, available at <http://www.ejiltalk.org/grand-chamber-judgment-in-al-dulimi-v-switzerland/> (last visited on 1 September 2016); A. Peters, "The New Arbitrariness and Competing Constitutionalisms: Remarks on ECtHR Grand Chamber Al-Dulimi", EJIL: *Talk!*, 30 June 2016, available at <http://www.ejiltalk.org/the-new-arbitrariness-and-competing-constitutionalisms-remarks-on-ecthr-grand-chamber-al-dulimi/> (last visited on 1 September 2016). また裁判所内部からの批判として、たとえば、Concurring Opinion of Judge Pinto de Albuquerque, Joined by Judges Hajiyev, Pejchal and Dedov, Al-Dulimi, *supra* note 53 も参照。
- 55 この必要性は、国際機構とその構成国の間の責任配分を規律する法的枠組みにおいても、保護法益として承認されている。岡田「前掲論文」(注50)112-113頁。
- 56 ECtHR が国連憲章第103条の適用を一貫して回避してきたとの指摘として、加藤「前掲論文」(注49)154および160頁を参照。また、Spijker, *supra* note 29, p. 385 も参照。
- 57 Stichting Mothers of Srebrenica, European Court of Human Rights, *supra* note 30, para. 139.
- 58 この点につき、本稿とは異なる視点からの分析ではあるが、Steinbrück Platiše, *supra* note 3, pp. 87-90 を参照。
- 59 もっとも、ECtHR がこうした裁量をもつとなると、それはとりもなおさず予見可能性および法的安定性の低下を招き、ひいては制度の実効性を損ないかねない。
- 60 Waite and Kennedy, *supra* note 4, para. 67.
- 61 この点、憲章第7章に基づかない国連平和維持活動の過程で実行された行為が問題になった場合、どのように判断されることになるだろうか。国連活動の自律性および実効性確保の要請は、必ずしも第7章の援用の有無によって左右されるものではない。
- 62 Joined Cases C-402/05 P and C-415/05 P, Yassin Abdullah Kadi and Al Barakaat International Foundation v. Council and Commission, Judgment, Court of Justice of the EC (Grand Chamber), 3 September 2008, [2008] ECR I-6351; Joined Cases C-584/10 P, C-593/10

- P and C-595/10 P, Commission and United Kingdom v. Kadi, Judgment, Court of Justice of the EU (Grand Chamber), 18 July 2013. また、Nabil Sayadi and Patricia Vinck v. Belgium (Communication No.1472/2006), Views of the Human Rights Committee, 22 October 2008, UN Doc.CCPR/C/94/D/1472/2006 も参照。
- 63 Report of the Special Rapporteur on extreme poverty and human rights, by Philip Alston, UN Doc. A/71/367 (2016).
- 64 Delama Georges *et al.* v. United Nations *et al.*, Complaint received by United States District Court Southern District of New York on 9 October 2013, Civil Action No. 1:13-cv-07146-JPO.
- 65 Accord entre l'Organisation des Nations Unies et le Gouvernement haïtien concernant le statut de l'opération des Nations Unies en Haïti, Port-au-Prince, 9 juillet 2004, *United Nations Treaty Series*, vol. 2271, p. 235.
- 66 "Petition for Relief", 3 November 2011; Attorneys for Petitioners, The Letter to Under Secretary-General, 7 May 2013, available at http://www.ijdh.org/cholera/cholera-litigation/#.UxrIQc_NvIU (last visited on 1 September 2016).
- 67 Patricia O'Brien, Under Secretary-General for Legal Affairs, The Legal Counsel, The Letter to Mr. Concannon, 21 February 2013; Patricia O'Brien, Under Secretary-General for Legal Affairs, The Legal Counsel, The Letter to Mr. Concannon, 5 July 2013, available at http://www.ijdh.org/cholera/cholera-litigation/#.UxrIQc_NvIU (last visited on 1 September 2016).
- 68 Memorandum of Law in Opposition to the Government's Statement of Interest, Delama Georges *et al.* v. United Nations *et al.*, Civil Action No. 1:13-cv-07146-JPO, Attorneys for Plaintiffs, 15 May 2014, p. 3.
- 69 Delama Georges *et al.* v. United Nations *et al.*, District Court Southern District of New York, 9 January 2015. 学説上、この判断については批判的な見解が少なくないが、極端なものは、国際法（国連の裁判権免除）が適用された結果として原告らは何らの救済も得られない状況に陥ったとして、国際社会における法の役割に疑問を投げかけさえする。M. Pillinger, I. Hurd, & M. N. Barnett, "How to Get Away with Cholera: The UN, Haiti, and International Law", *Perspectives on Politics*, vol. 14 (2016), p. 70.
- 70 Delama Georges *et al.* v. United Nations *et al.*, Second Circuit Court of Appeals, 18 August 2016. 翌 19 日付のステイトメントにおいて、潘基文事務総長は被害者らに対する国連の道義的責任を認めている。Statement attributable to the Spokesman for the Secretary-General on Haiti, 19 August 2016, available at <https://www.un.org/sg/en/content/sg/statement/2016-08-19/statement-attributable-spokesman-secretary-general-haiti> (last visited on 1 September 2016).
- 71 実際、ハイチにおけるコレラ流行被害に対する国連の責任が追及された事件では、多数の国際法学者がアミカス・キュリエとして米国国内手続に参加し、Waite and Kennedy 事件 ECtHR 判決のみならず、その後の欧州国内裁判例にも依拠しつつ主張を行っている。Brief of European Law Scholars and Practitioners as Amici Curiae in Support of Plaintiffs-Appellants and Supporting Reversal, Delama Georges *et al.* v. United Nations *et al.*, 23 February 2016.
- 72 坂本一也「国連平和維持活動に関わる国連の裁判権免除について – Stichting Mothers of Srebrenica and others v. Netherlands 欧州人権裁判所決定を素材に –」『岐阜大学教育学部研究報告(人文科学)』第 64 卷 2 号(2016 年) 37 頁。
- 73 国際機構一般ではなく、国連の裁判権免除の理論的（実質的）根拠に言及するものとして、Boon, *supra* note 3, pp. 350-352 を参照。

The Inherent Conflict between Jurisdictional Immunity of International Organizations and the Right of Access to Courts: An Analysis of the ECtHR Case Law

OKADA Yohei*

Abstract

In this article the approach adopted by the European Court of Human Rights (ECtHR) in order to strike a balance between the right of access to courts and jurisdictional immunity of international organizations (IOs) will be analyzed. As illustrated by the jurisdictional immunity of the UN, IOs generally enjoy far broader immunities before domestic courts of their member states than sovereign states. Besides, IOs rarely make themselves subject to alternative dispute settlement procedures. Thus grant of jurisdictional immunity to IOs by domestic courts of their member states, in most cases, gives rise to the serious tension with the right of access to courts. The purpose of this article is to elucidate how the ECtHR has interpreted and applied the provision on the right of access to court (Article 6 (1) of the European Convention on Human Rights) where a respondent states is under an obligation to grant jurisdictional immunity to an IO of which the state is a member. After giving an overview of jurisdictional immunities enjoyed by IOs (part I), the “alternative means” test formulated by the Grand Chamber of the ECtHR in *Waite and Kennedy* will be examined. The test has been reinterpreted by domestic courts of Contracting Parties in favour of the right of access to courts (part II). In *Stichting Mothers of Srebrenica*, however, the ECtHR itself appeared to be reluctant to directly apply the test with respect to the UN in the context of peacekeeping operations deployed under the Chapter VII power of the Security Council (part III). The analysis of the ECtHR case law will pave the way for rethinking how to locate jurisdictional immunity of IOs and the right of access to

* Associate Professor, Graduate School of International Cooperation Studies, Kobe University.

courts, and to understand the normative relationship between them under international law today and tomorrow.

